

千葉市安心電話事業のご案内

在宅のひとり暮らし高齢者に対して、電話による安否確認を行います。

1 対象者 在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者で、就労していない方

2 内 容

月曜日から金曜日までの、ご希望の曜日の午前9時から午後5時までの間に、専任の電話員が電話をかけ、健康状態を聞きながら、安否確認を行います。

電話をかける曜日は、1回から5回までの希望に沿うことはできますが、時間の指定はできません。

2日間続けて電話での連絡が取れない場合は、3日目に緊急時の連絡先へ連絡するとともに、専任の訪問員等が自宅を訪問し、安否確認を行います。

3 安心電話の休日

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）

4 利用料金

無 料



5 申請に必要な書類

安心電話利用申請書（様式第1号）

*利用申請にあたり、緊急時の連絡先として①親族、②隣人、③その他の連絡先の記載とお住まいの地区を担当する民生委員の確認が必要になります。

6 注意事項

在宅時の安否を確認するため、固定電話の番号を登録していただきます。

*固定電話を所持しておらず、携帯電話のみを所持している場合は、申立書を提出したうえで携帯電話の番号を登録していただきます。

<申請窓口> 各区保健福祉センター 高齢障害支援課

中央区：☎221-2150

若葉区：☎233-8558

花見川区：☎275-6425

緑区：☎292-8138

稲毛区：☎284-6141

美浜区：☎270-3505